

從軍慰安婦 問題調查結果

市民団体「補償、早期実現を」

四日に政府が発表した従軍慰安婦問題調査結果では、強制連行も行われたことを認めるなど、これまでの政府の主張よりは「調査は十分」として調査も進展もあつたが、慰安婦の総数などは明らかにはせず、慰安婦の裁判を支援してきた団体からは「調査は十分」として調査

も進展もあつたが、慰安婦の総数は明らかに不十分。慰安婦の裁判を支援してきた団体からは「調査は不十分」として調査

継続を強く求める声も出てい
る。(一面参照)

發表した資料に
人女性を慰安婦と

ワシントンマンの慰安所に関する記述がある「バタビ」臨時軍法会議の記録」が含まれている。それによると、同盟軍所では四年四月に陸軍大佐ら四人の軍人が、旧陸軍の軍法会議で「部下の軍人または民間人が慰安所で女性に売春を強要するなどの」

しかし調査では一発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、またこれを推認さざるに足る資料もないので、慰安婦総数を確定するのは困難」とするにとどめ、慰安婦問題の全容を解明するうえで欠かれないとされる総数について特

慰安婦の裁判を支えてきた高木健一弁護士は、四日夕記者会見し、「河野官房長官の談話は慰安婦問題が人ごとという文章だった」と日本政府の姿勢を厳しく批判。今後の慰安婦裁判の行方について「政府が今回聴き取り調査した十六人の元慰安婦のうち、裁判で原告となっている人が五人いる。政府が自ら反対尋問をしたようなもので、事実と認めざるを得ないのではないか。大きな転換点だ」と指摘した。

市民団体「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の臼杵敬子さんは、「私たちの調査で存在が証言されている南洋諸島の慰

安所が記述されていないなど、調査結果は重大な欠陥を持つてゐる」など、調査が不十分だとしている。

さらに、「先日も聴き取りの調査に及びようとした七十四歳の

元慰安婦の方が亡くなった。高齢化して被害者が亡くなれば誠意を示すこともできなくなる」と、日本政府の従軍慰安婦に対する補償の早期実現を改めて求めている。

の研究を含め十分に関心を払いたい。



從軍慰安婦問題で政府調査報告を発表する河野官房長官
(首相官邸で)

政府が四日、發表した従軍慰安婦問題についての調査報告書の概要は次の通り。

一、文部省、外務省、厚生省、労働省、国立公文書館、国立国会図書館、米国民立公文書館、

いわずの従軍慰安婦問題については、当事者による訴訟の提起、国会での論議等を通じ、内外の注目を集めて来た。この間越は昨年一月の宮沢総理の訪韓など

関係者からの聞き取り②元従軍慰安婦、元軍人、元朝鮮総督府関係者、元慰安所経営者、慰安所付近の居住者、歴史研究家など

の際、盧承燾大統監當時との会議に側いても取り上げられ、韓国側が実態の解明を強く要請。政府は平成三年十二月から関係資料の調査を進める一方、元軍人等関係者から幅広く聞き取り調査を実施。韓国ソウルで太平洋戦争犠牲者遺族会の協力で元征軍慰安婦から状況の聴取も実施した。具体的な様様は以下の通り。

参考文書・出版物 韓国政府作成の調査報告書、韓国挺身隊問題対策協議会、太平洋戦争犠牲者遺族会など関係団体作成の元慰安婦の証言集など

二、いわゆる従軍慰安婦問題の実態について

(一)慰安所設置の経緯 各地における慰安所の開設は当時の軍当局の要請によるもの。当時の政府部内資料によれば(旧

政府、改めて
おわびと反省

河野官房長官

河野官房長官が四日発表した従軍慰安婦問題調査結果に関する談話の要旨は次の通り。

め、今般その結果がまとまつたので発表する。

調査の結果、長期にかつ広範な地域にわたり慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたもので、設置、管理、慰安婦の移送は日本軍が直接、間

援に關与した。癸卯軍の要請を受けた業者が主に當つた。が、甘言、強圧によるなど本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、官憲なども直接、加担したことも明らかにした。慰安所での生活は強制的狀況下で痛ましいものであつた。

戦地に移送された慰安婦の出身地は、日本を別とすれば、当時わが国の統治下にある朝鮮半島が大きな比重を占め、群集、移送、管理なども日曹、強圧によるなど總じて本人たちの意思に反して行われた。

政府は改めてその出身地のいかに
を問わず、従軍慰安婦として
あまたの苦痛を経験され、心身
にわたりのいよしい難い傷を負われ
たすべての方々に對し心から抱
わびと反省の気持ちを上上げ
る。その気持ちをわが國として
どのように表すかは有識者の意
見などを徴し、今後とも真剣に

政府の調査報告書の概要

(2) 慰安所が設置された時期 資料によると昭和七年に上海事変が勃発(はっぱつ)し、左ころ同地の駐屯部隊のために慰安所が設置。そのころから終戦まで慰安所が存在し、その規模、地域、範囲は戦争の進行とともに

(4) 慰安婦の總數 発見された資料には慰安婦の總數を云すものはなく、これを推認せざるに足りる資料もないので、慰安婦總數を確定するのは困難。

(5) 慰安婦の出身地 慰安婦の出身地として確認できた民

定を作成するなど慰安所の設置
や管理に直接関与。
旧日本軍は慰安婦や慰安所の一
つとして慰安所規定を戦
争利用者に奸淫具使用を義務
せたり、軍医が定期的に慰安
所の性病等の病気の検査を中
断。また「三三制」(三日一

(8) 慰安婦の輸送等 業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送する際は旧日本軍は彼女等を特別に軍属に準じた扱いに注るなどして渡航許可を与え、日本政府は身分証明書等を発給。軍の船舶や車両によって戦地に運ばれた。
